

個別計画での協働の表現

資料4

No	計画名	ページ	大項目	小項目	内容
1	小城市国民保護計画	P3	第2章 国民保護措置に関する基本方針	国民の協力	市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について 協力 を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な 協力 をするよう努めるものとする。
2	小城市人材育成基本方針	P1	策定の趣旨		新市におけるまちづくりは、豊かな自然環境や歴史・文化、観光資源などの貴重な資産を大切にするとともに、地域の人々と 協働 し、それらを活用した新たな活力と魅力を創造し、様々な交流を活発に進めていくことを重点に取り組みなければなりません。
		P2	目指すべき職員像	市民との協働を進める職員	常に問題意識を持って、市民の目線でものごとを理解し、情報を積極的に提供し、市民と共に考え、市民と 協働 して課題解決に取り組む職員
3	小城市地域防災計画(総則、風水害対策)	P1	第1章 総則		市民 の役割を明らかに
		P4	第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	第1節 実施責任	「 自らの身の安全は自らが守る 」という防災の基本を自覚
		P76	第3章 災害応急対策計画	第9節 救助活動計画	被災地の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び 市民 は、自発的に救助活動を行う
	第3編 震災対策	P41	第2章 災害予防対策計画	第4節 防災思想・知識の普及(第2項 自主防災組織等の育成強化)	「 自ら守る、みんなで守る 」という意識のもとに、 市民 自らが、地域社会の中でお互いに協力して、出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、災害時要援護者への援助、避難及び避難所での活動を自主的に行うこと
4	小城市交通安全計画	P1	計画の基本理念		市民 一人一人が自ら交通安全に関する意識を改革していくことが極めて重要である
		P2		市民 の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要である	
		P11	第1章 道路交通の安全	第3節 道路交通安全についての対策(2市民自らの意識改革)	住民 が身近な地域や団体において、自ら具体的な目標や方針を設定したり、交通安全に関する各種活動に直接かかわったりしていく
		P2	計画の基本理念		地域におけるその特性に応じた自発的な取組等により、市民の参加・ 協働 型の交通安全活動を推進する。
		P4	第1章 道路交通の安全	第1節 道路交通事故のない社会を目指して	行政、学校、家庭、職場、団体、企業等が役割分担しながらその連携を強化し、また住民が、交通安全に関する各種活動に対して、その計画、実行、評価の各場面において様々な形で住民が参加し、 協働 していくことが有効である。
5	財政健全化計画	P2	財政健全化に向けた基本的な取り組み方針		市民協働 の推進(パートナーシップの確立) 住民自治の推進する観点から、今後、「自らの地域は自らで守り育てる」ことを基本理念とし、行政がすべてのサービスを行う「 市民 が満足出来る行政」から行政と 市民 が話し合い、それぞれの責任において 協働 を行う「市民が納得出来る行政」へ転換を図ることが重要である。そのため、 協働 を行えるような組織づくりのシムテムづくりの構築、支援を積極的に取り組んでいく。
		P5	具体的な方策	施設維持管理経費の削減	市民協働 と住民自治の観点からも地域公園のアプト制度の検討と施設の地域移管も検討する。
6	小城市行政改革大綱	タイトル			～みんなでつくる・あたらしい 協働 のまちづくり～
		P10	改革実現に向けた主な取り組み	3 市民協働に関する改革	地方分権社会を迎え、一層の自主性・自立性を確立していくためには、 市民 と行政とがお互いに理解し合い、相互に連携・協力しながら進んでいくことが重要であり、いかに 市民 と行政の「 協働 」がコーディネートされるかが、自治体の今後の明暗を分けると言われています。そのため、 協働 の事業を行えるような地域の組織づくりの支援や、団体と個人(特に団塊の世代)とのコーディネートを行うシステムの構築、支援などに積極的に取り組みます。
		P12	取り組みへの具体的な方策	1 市民ニーズに柔軟に対応できる業務処理体制の構築	市民協働 の推進 簡素で効率的な行政を実現する観点から、住民自治の推進を図るとともに 市民 や 市民 が参加する団体など、多様な主体が、公共的サービスの提供を行おうとする取り組みについて、積極的な連携・協力を図ります。

6	(前頁より引き続き) 小城市行政改革大綱	P14	3 透明性の高い公正で合理的な行政運営	3 - 1 情報公開の推進	市民の知る権利を尊重し、市政への市民参画の推進と公正で開かれた市政の発展を目指す	
7	小城市男女共同参画プラン	P2	第1章プラン策定にあたって	1.プランの趣旨	家庭や地域・学校・職場などの様々な場において、女性と男性が社会の対等な構成員として、共に喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向け、地域の実情に沿いながら市民、団体、事業者等や行政との協働により総合的・計画的に施策を進める。	
		P2		2.プランの構成	市民、団体、事業者等と行政が協働・連携し取り組むことで効果的な事務事業を設定する。	
		P16	第3章プランの考え方	1.基本目標	家庭・地域・学校・職場など、あらゆる場でのコミュニケーションを図りながら、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を自覚し、互いが協働して取り組むことが必要。	
		P18		3.推進のための指標	市民の皆様一人ひとりが理解を深め、地域団体や事業者など地域の様々な活動のなかで取り組むことが必要。	
		P21		政策 共に創りあうまちづくり	市民、団体、事業所、行政との協働による男女共同参画社会の実現に向けて……。	
		P22		政策 誰もがわかりあうまちづくり	市民一人ひとりの意識の見直しが必要で、できるところから行動していくことが大切。	
		P68	第4章施策の内容	政策 共に創りあうまちづくり		自治会、婦人会及び老人会などの各CSO間の交流を促進し、交流を通じて誰もが気軽に挨拶でき、相談しあえる機会の創出や体制づくりを進めます。
		P71				CSOによる男女共同参画推進のための取り組み支援 CSOと行政がパートナーとして協働することにより、各施策を推進して行くための体制づくりを図る。
		P72				モデル地区選定による男女共同参画の実践 男女がともに自治会活動・コミュニティ活動へ参画するため、市民と行政が協働して実践するモデル地区を選定します。
		P79			施策4市役所内推進体制の整備	施策の目的 市民、企業、男女共同参画計画を推進する各団体等との連携を強化し、お互いの協力・協働のもとにプランの推進を図ります。
P81	施策4市役所内推進体制の整備	積極的な広報活動の推進 市民に分かりやすく周知できるような広報活動を推進し市民との協働及び連携体制の一層の充実を図ります。				
P82	第5章協働と連携	1.行政、市民、及び事業者との協働体制の充実と連携の強化			男女共同参画社会の形成は、行政、市民、事業者が男女共同参画社会の実現という同じ目的に向かって協力し、主体的にそれぞれの役割を果たす「協働体制」を築きあげることが大切です。	
8	小城市地域情報化計画	P71	第6章 情報化の推進に向けて	1 情報化の推進体制	市民や地域企業との協働および大学や県、近隣市町などとの連携を図りながら進める	
9	小城市一般廃棄物処理基本計画	P8	まちづくりの基本理念と将来像	基本理念4【参画と協働】	市民と行政が同じ目標に向かって協力して取り組む『市民主体のまちづくり』を進めます。(以下、総合計画P30参照)	
		P35	基本方針	1. 3R 運動の促進	住民・事業者・行政の役割の明確化と実行 基本理念及び目標を達成するために、住民・事業者・行政の三者が協働して、ごみ減量化及び資源の有効利用等を自らの問題として考え、取り組むことを目指します。それぞれの役割を明確化し、かつ、有効に実行していきます。	
10	小城市地域福祉計画	P2	第1章 計画策定にあたって	1 計画策定の背景	小城市では、市民と行政との協働により、誰もが安心して住み続けられる福祉のまちづくりを進めるための基本指針として「小城市地域福祉計画～小城市あわせプラン～」を策定します。	
		P16	第3章 計画の基本方針	2 基本目標	「誰にでもやさしい支えあいのまち 小城市」を実現するため、次の4つの基本目標に基づき、市民や関係団体と行政が協働して取り組んでいきます。 基本目標1 「地域力」を高めていくことが必要 基本目標2 地域でつながり、支えあおう……身近な地域単位で、市民や関係団体が連携し、地域の課題を解決するためのネットワークづくりを進めます。	
		P22	基本目標1 地域の力を高めよう	基本方針1 地域での交流を進める		多くの市民は地域とのつながりは必要である
		P23				【これからの取り組み】市民は 地域の中で、積極的にあいさつや声かけを行います。地域の行事に参加し、楽しみながら、交流を深めます。
		P24				市民が「福祉」について学び、正しい知識を身につける
		P25	基本目標1 地域の力を高めよう	基本方針2 心のバリアフリーを進める	【これからの取り組み】市民は 障害の有無や年齢、性別、国籍などに関係なく、個人の尊厳や生きる価値などは誰でも平等であることを理解し、お互いを尊重しあいます。福祉や人権に関わるさまざまな問題に関心を持ち、講演会や学習会に参加します。家庭において、子どもの思いやりの心を育みます。	

10	小城市地域福祉計画 第2部(各論)	P27	基本目標1 地域の力を高めよう	基本方針3 ボランティアを育てる	[これからの取り組み] 市民は 子どもの時からボランティアやNPO等の活動に関心を持ち、自分の経験や知識、特技を活かして参加します。 困っている人を見たら、声をかけたり、手助けをするなど、「ちょっとしたボランティア」を心がけます。
		P29		基本方針4 さまざまな団体の活動を促進する	[これからの取り組み] 市民は 地域のさまざまな団体の活動に関心を持ち、参加します。
		P31	基本目標2 地域でつながり、支えあおう	基本方針1 地域の支えあいネットワークをつくる	[これからの取り組み] 市民は 身近な地域単位(町内会、自治会)での支えあい活動に積極的に参加します。
		P33		基本方針2 地域の支えあいや交流、福祉活動の拠点をつくる	[これからの取り組み] 市民は 公民館や集会所などの地域の施設を、交流活動や集いの場として活用します。
		P36	基本目標3 サービスを利用しやすい環境をつくらう	基本方針1 福祉に関する情報を提供する	[これからの取り組み] 市民は 福祉制度やサービスに関心を持ち、情報収集します。 福祉制度の説明会等に積極的に参加します。
		P38		基本方針2 誰もが気軽に相談できる体制をつくる	[これからの取り組み] 市民は 困りごとや不安を抱え込まないで、市の相談窓口や市社会福祉協議会、民生委員・児童委員などに気軽に相談します。
		P40		基本方針3 安心して利用できる福祉サービスをつくる	[これからの取り組み] 市民は 行政やサービスを提供する事業者等に対して、サービスについての意見や要望、アイデアを積極的に伝えます。
		P42		基本方針4 サービス利用者の権利を守る	[これからの取り組み] 市民は サービスを利用することは、市民の「権利」であることを理解し、自立して生活するために必要なサービスについては、遠慮せずにご利用します。 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などの、サービス利用者の財産や権利を守る制度について理解を深め、利用します。 悪質な訪問販売や振り込め詐欺等の悪徳商法について関心を持ち、被害にあわないよう注意します。
		P43	基本目標4 安心して暮らせるまちをつくらう	基本方針1 地域ぐるみの防犯・防災対策を進める	地震・風水害等に対する災害対策や日常的な防犯対策は、行政だけの力では行き届かないところも多いため、市民や関係団体と 協働 して取り組むことが必要です。
		P44			[これからの取り組み] 市民は 防犯や防災の意識を持ち、災害や犯罪・事故から身を守るための方法を身につけます。 災害時の避難等が不安な人は、地域の人や行政に積極的に相談し、対応策を検討します。 子どもの見守りや自主防災組織、消防団等の地域の防犯・防災活動に積極的に参加します。
P47	基本方針2 誰にでもやさしい生活環境をつくる	[これからの取り組み] 市民は 身近な道路などの環境美化活動に参加します。 高齢者・障害者等の移動や外出支援のボランティアに積極的に参加します。			
	小城市地域福祉計画 第3部 計画推進に向けて	P50	第5章 重点プロジェクト	プロジェクト3 地域交流の場・拠点の整備	[小城市地域共生ステーション支援事業の概要] 目的子どもから高齢者まで年齢を問わず、また、障害の有無に関わらず、誰もが自然に集い、住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう、様々な福祉サービスを、地域住民やCSO(市民社会組織)、ボランティア等が 協働 し、支援していく地域の拠点を整備する。
		P54	1 市民・関係団体等と行政の協働		地域福祉の基本方針を定めたものであり、今後、記載されている内容を具体的に進めるにあたっては、市民をはじめ、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、身近な地域単位の組織(町内会、自治会)、婦人会、老人クラブ等の地域の組織、福祉サービス事業者等と 協働 して、地域に根ざした取り組みを進めていきます。
11	小城市水防計画書	P4	第1章 総 則	第2節 水防責任	(7) 一般市民の責務 市民は 、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。(災害対策基本法7条2)
12	小城市住宅マスタープラン	P30	第5章 住まい・まちづくりの基本的方向	5-1. 住まい・まちづくりの基本理念	小城市一体で快適な居住空間を創出し、誰もが住みたくなる小城をつくる。その担い手は、市民、地域・団体・事業者、行政のみんなであり、住宅政策におけるそれぞれの役割や責務を分担し、 協働 によって住まい・まちづくりに取り組む。

12	(前頁より引き続き) 小城市住宅マスタープラン	P31	第5章 住まい・まちづくりの基本的方向	5-3. 住宅政策の基本的目標	(3)市民が主役の活気がある住まい・まちづくり 市民、地域・団体・事業者、行政の協働により、それぞれ住宅政策における役割や責務を認識して積極的・主体的に取り組むことで活気生まれる市民が主役となる住まい・まちづくりを目指す。
		P34			良質な賃貸住宅供給の促進 高齢者や障害者、子育て世帯など入居資格を設定した賃貸住宅の整備費や家賃を助成する国の「地域優良賃貸住宅制度」を活用するなど、民間事業者に働きかけて協働による良質な賃貸住宅の供給を促進する。
		P37	第6章 住まい・まちづくりに関する施策の取り組み方向	6-1. 魅力ある快適な住まい・まちづくりを目指して	良好な景観形成の促進 総合計画の「宝びかびか輝きプロジェクト」に基づき、佐賀県の「まちづくり活動支援事業」を活用して市民や地域・団体の取り組みを支援するなど協働により、小城地区の歴史的町並みや牛津地区の赤れんが、天山山系の自然、有明海の干拓地、三日月地区や芦刈地区の田園風景など、小城市の多様な特性や資源に対して配慮した住宅の整備を促進する。
		P46			(1)協働のための基盤整備(まちづくり団体の活動支援や教育環境の充実により、住宅政策の役割を分担する担い手の育成に努めるとともに、ワークショップなどの手法を活用するなど市民参加によるまちづくりを行うなど、協働により施策を展開するための基盤を整備する。)
		P46	第6章 住まい・まちづくりに関する施策の取り組み方向	6-3. 市民が主役の活気がある住まい・まちづくりを目指して	まちづくり団体の育成・活動支援(防犯や防災、子育て支援・高齢者の見守りなどの福祉活動、景観保全、環境対策など、まちづくり活動を行う市民や地域・団体・事業者などで構成されるボランティアやNPOなどの育成・支援に努める。)
		P46			市民参加によるまちづくり 地域特性に応じた都市施設の整備や土地の高度利用を市民参加の整備手法により進める。
P51	第7章 重点施策の推進	7-1. 重点施策の考え方	(1)市民、住宅関連事業者、市の各主体の協働の支援 基本目標の達成に向けて、協働の理念に基づき市民、住宅関連事業者、市の各主体の連携により取り組まれるべきである。各主体の役割を明確にし、そのなかで積極的に取り組むべき施策を重点施策として設定する。		
13	小城市次世代育成支援地域行動計画	P27	第4章 計画の基本的方向	2 基本的視点	(4)社会全体で取り組む子育て支援 保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、行政や企業、学校や自治会など地域社会が協力しあい、協働しながら推進します。
		P40	第5章 計画の具体的展開	1 地域における子育ての支援	(2)子どもの健全育成 近年の少子化・核家族化の進行や都市化など、子どもを取り巻く環境の変化に対応し、子どもたちが健やかに育つ環境づくりをするために、地域子育て支援の活動の場として、空き教室など公共施設の余裕空間を活用したり、民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員等との協働などを通して、地域における子どもの健全育成を推進します。
14	～小城どこでんミュージアム～屋根のない博物館構想	P2	「～小城どこでんミュージアム～屋根のない博物館」という考え方	4. 構想の考え方と展開方向	小城市のまちづくりにどのようにして文化財を活かしていくかについて、みんなで考えることが行政と市民との協働につながる。 行政と市民とが協働し一体となった活動をおこなうことで、小城市に関わる人々の郷土への関心が増し、愛情と誇りを持つことのできるようなまちづくりを目指す。
		P36	文化財の保存と活用	2. 文化財の活用	(1)市民との協働 「小城お宝応援隊」、「小城の語り部」、「小城だいでん学芸員」などの制度を導入し、市民に活動していただく。
		P48		6. 情報提供について	本構想では市民との協働が重要となってくる
		P49	達成スケジュール	1. 実行推進	(3)市民との協働 本構想において、文化財の管理や小城の語り部など地域住民の協力が不可欠である。よって市民への広報、啓発活動、さらには研修会が重要となる。
		P51	達成スケジュール	2. 実現化の検討	3. 今後の対応 本構想に取り組むにあたって、導入時は市が主体となって取り組むが、徐々に民間活力を導入し、将来的には市民団体と協働するような行政と市民が一体となった活動に発展させることを目標とする。

15	小城市障害者計画及び 障害福祉計画	P87	第2章 計画の推進・評価体制	1. 関係機関等との連携	障害のある人が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、福祉サービス事業者、企業、社会福祉協議会及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。
----	----------------------	-----	----------------	--------------	--